

神戸市家庭的保育事業等認可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法第34条の15第2項及び第7項並びに同法施行規則第36条の36及び第36条の37の規定その他の法令に基づく家庭的保育事業及び小規模保育事業、事業所内保育事業の認可の申請及び届出の手続その他細則について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱において、神戸市家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業をいう。

(事業所の位置)

第3条 神戸市家庭的保育事業等を実施する事業所（以下、「事業所」という。）を設ける位置については、神戸市子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第7条第4項に定める教育・保育施設の周辺における配置状況、地域における待機児童の状況、将来の保育需要等を踏まえ、判断するものとする。

(法令・通知の遵守)

第4条 神戸市家庭的保育事業等の認可にあたって、各法令を遵守するほか、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第2号）、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）等の通知に従い審査する。

(事業者)

第5条 神戸市家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、経済的基礎として、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 申請者に破産者がいないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法等による手続き中である事業者でないこと。

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している

事業者又は代表者がこれらの税金を滞納している事業者でないこと。

エ 事業開始に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。

(事業所の建築基準法の遵守等)

第6条 事業所は、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であるものとする。また、建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であるものとする。それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であるものとする。

2 事業所が、本要綱の施行日の前日に、神戸市家庭保育制度実施要綱に基づく受託者が保育を行う家庭保育施設であつて、その事業所において同一の受託者が家庭的保育者もしくは事業者となつて、家庭的保育事業を行う場合は、前項の限りではない。

(職員に関する基準)

第7条 職員の配置については、神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月神戸市条例第20号。以下、「条例」という。）に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

(1) 家庭的保育事業所に配置する家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、年度の初日において、満65歳未満の者とする。ただし、地域の需要及び健康状態等を総合的に判断し、市長が特に認める場合は、満67歳に到達した日以降の最初の3月31日まで保育に従事することができる。

(2) 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に配置する保育に従事する者について、以下の条件を全て満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることのできるものとする。

ア 常勤の保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであつて当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

イ 常勤の保育に従事する者に代えて短時間勤務の保育に従事する者を充て

る場合の1か月の勤務時間数が、常勤を充てる場合の1か月の勤務時間数を上回ること。

(設備に関する基準)

第8条 設備の設置については、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 保育所型事業所内保育事業所の乳児室又はほふく室については、乳児又は満2歳に満たない幼児1名につき、3.3平方メートル以上であるものとする。
- (2) 乳児室又はほふく室と保育室を一の部屋として運営する場合には、部屋を仕切る等、安全を確保するものとする。
- (3) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合は、調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えるものとする。
- (4) 以下の設備については、隔壁等により区画するものとする。ただし、イトウは同一の区画内に設けることができるものとする。

ア 調理室又は調理設備

イ 体を洗う設備

ウ 便所

- (5) 乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画するものとする。

(運営に関する基準)

第9条 事業所の運営にあたっては、条例に従うほか、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 家庭的保育事業の開所時間については、1日8時間以上とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、定めるものとする。
- (2) 小規模保育事業及び事業所内保育事業の開所時間については、1日11時間以上とする。
- (3) 開所日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日以外は開所するものとする。

(苦情対応)

第10条 小規模保育事業及び事業所内保育事業の苦情処理の対応について、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日児発第575号)に定める苦情解決体制を確立するものとする。

2 家庭的保育事業を法人が運営する場合、苦情処理の対応については、上記指針に定める苦情解決処理体制の確立に努めるものとする。

(認可申請)

第11条 市が行う公募で承認を得た事業者は、工事完了後、開所までに速やかに必要な添付書類を添えて「家庭的保育事業等認可申請書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項に定める場合を除いて、認可を受けようとする者は、別に市長が定める期日までに必要な添付書類を添えて認可申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、「神戸市市民福祉調査委員会」の意見を聴き、本要綱に定める要件を満たす場合は認可し、「家庭的保育事業等認可書」(様式第2号)を申請者に交付する。

(認可事項変更届)

第12条 市長は、法令及び要綱に基づく「家庭的保育事業等認可事項変更届」(様式第3号)を受け付けたときは、「家庭的保育事業等認可事項変更受理通知書」(様式第4号)を交付するものとする。

(廃止・休止承認申請)

第13条 認可を受けた者が、事業所を廃止又は休止しようとするときは、原則6か月以上前までに児童福祉法施行規則第36条の37第1項に定める事項を記載した「家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書」(様式第5号)を市長に提出する。市長は、適当と認める場合は、「家庭的保育事業等廃止・休止承認書」(様式第6号)を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、条例の施行の日から施行する。

(神戸市家庭保育制度実施要綱)

2 神戸市家庭保育制度実施要綱(昭和61年3月31日助役決定)については、平成27年3月31日をもって廃止する。

(小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

3 第7条に規定する職員の配置(小規模保育事業A型及び事業所内保育事業に係る部分に限る。以下同じ。)について、条例の規定に従い、小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を適用する場合においては、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(2) 家庭的保育者

4 第7条に規定する職員の配置について、条例の規定に従い、小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を適用する場合においては、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(2) 家庭的保育者

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。